**平成２３年（フ）第２５４２号**
福岡市東区社領２丁目21番20号
債務者　サワテック株式会社
代表者代表取締役　澤田　善行
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　聰夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第６６７号**
埼玉県三郷市采女１丁目161番地、商業登記簿上の本店所在地千葉県流山市向小金１丁目245番地の６
債務者　有限会社柏陽
代表者取締役　戸丸みつい
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午前10時45分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第６４１号**
埼玉県越谷市花田４丁目８番地５メゾングロワール205
債務者　有限会社田村建興
代表者取締役　田村　隆一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前11時15分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第４１９号**
兵庫県伊丹市桑津１丁目１番17号
債務者　株式会社ＭＳ技研
代表者代表取締役　宮脇　保浩
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時15分
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第３９２号**
香川県綾歌郡綾川町滝宮517番地15
債務者　株式会社田井商店
代表者代表取締役　田井　　修
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村聡一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時30分
高松地方裁判所破産・再生係

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２３年（フ）第３３８０号**
札幌市手稲区稲穂１条７丁目３番12―106号
債務者　秋山　光晃
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３８１号**
札幌市手稲区稲穂１条７丁目３番12―106号
債務者　秋山亜由美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４２０号**
兵庫県川西市南花屋敷２丁目８番14号
債務者　宮脇　保浩
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４２９号**
兵庫県宝塚市武庫川町４番８号　301、前住所兵庫県宝塚市栄町３丁目５番２号　303
債務者　北村　末次
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第６７５号**
東京都杉並区西荻北４丁目20番11号　田中文明方、住民票上の住所兵庫県高砂市高砂町田町491番地
債務者　田中　典子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３０９号**
秋田市飯島字長山下72番地347
債務者　山崎　勝信
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７８３８号**
大阪府吹田市千里山西６丁目８番12―502号
債務者　林　　典子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８００１号**
神戸市灘区鶴甲４丁目５番25―201号
債務者　山岸　秀司
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志和　謙祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２５１２号**
北海道石狩市花川南４条２丁目138番地　２階右、住民票上の住所札幌市北区北９条西４丁目19番地１　カルム札幌駅前1104号
債務者　榎本　伸一（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田友樹示
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１７３号**
宮崎県都城市山之口町花木2302番地１　高齢者総合支援センターきりしま、前住所宮崎県都城市蓑原町2993番地14
債務者　酒匂　トシ
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第２０号**
北海道斜里郡斜里町ウトロ東131　オホーツクハイツ123号、住民票上の住所北海道北見市若葉７丁目２番９―23号
債務者　小柳　哲治
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河邊　雅浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係